

橋本市病院事業管理規程第10号

橋本市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を、  
別紙のとおり定める。

令和7年4月1日

橋本市病院事業管理者 古川 健一

## 橋本市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

橋本市病院企業職員の給与に関する規程(平成18年橋本市病院事業管理規程第22号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(給与の支給細目)</p> <p>第4条 職員の給料、管理職手当、扶養手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、住居手当、地域手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の支給基準範囲並びにその支給方法については、この規程の規定及び別に定めがあるものを除くほか、橋本市職員の給与に関する条例(平成18年橋本市条例第62号。以下「給与条例」という。)、橋本市職員の給与支給に関する規則(平成18年橋本市規則第54号)、橋本市職員通勤手当支給規則(平成18年橋本市規則第56号)、橋本市職員宿日直手当支給規則(平成18年橋本市規則第57号)、橋本市職員の退職手当に関する条例(平成18年橋本市条例第65号)、橋本市職員地域手当支給規則(平成18年橋本市規則第197号)、橋本市職員住居手当支給規則(平成18年橋本市規則第59号)、橋本市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成18年橋本市規則第55号)、橋本市職員の旅費に関する条例(平成18年橋本市条例第66号)及び橋本市職員の旅費に関する条例施行規則(令和7年橋本市規則第15号)の規定を準用する。</p>	<p>(給与の支給細目)</p> <p>第4条 職員の給料、管理職手当、扶養手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、住居手当、地域手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の支給基準範囲並びにその支給方法については、この規程の規定及び別に定めがあるものを除くほか、橋本市職員の給与に関する条例(平成18年橋本市条例第62号。以下「給与条例」という。)、橋本市職員の給与支給に関する規則(平成18年橋本市規則第54号)、橋本市職員通勤手当支給規則(平成18年橋本市規則第56号)、橋本市職員宿日直手当支給規則(平成18年橋本市規則第57号)、橋本市職員の退職手当に関する条例(平成18年橋本市条例第65号)、橋本市職員地域手当支給規則(平成18年橋本市規則第197号)、橋本市職員住居手当支給規則(平成18年橋本市規則第59号)、橋本市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成18年橋本市規則第55号)、橋本市職員の旅費に関する条例(平成18年橋本市条例第66号)及び橋本市職員の旅費に関する条例施行規則(平成18年橋本市規則第61号)の規定を準用する。</p>

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。